

平成30年7月31日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

今般、国土交通省より、自動車事故対策費補助金の受付開始の案内が届きました。

これは、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組みを支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事業です。

下記に具体的な内容が書かれた文書を添付しておりますので、ご確認の程よろしくお願い致します。

なお、受付は最寄りの各地方運輸支局となりますのでご留意下さい。

平成 30 年 7 月 30 日

自動車局 技術政策課

安全政策課

自動車事故対策費補助金の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省自動車局では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_30.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 交付申請受付場所: 最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 申請受付期間: 別紙参照(補助事業によって異なります。)

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

自動車局技術政策課 山口(ASV)

TEL:03-5253-8111(内線 42254) 03-5253-8591(直通) FAX:03-5253-1639

自動車局安全政策課 小田、黒木(運行管理の高度化・過労防止・社内安全教育)

TEL:03-5253-8111(内線 41624、41623) 03-5253-8566(直通) FAX:03-5253-1636

平成30年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

(1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

- ① 補助対象装置: 衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置
車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時
対応システム、先進ライト
- ② 補助率: 取得に対する経費の1/2(1/3)
- ③ 補助限度額(装置1台あたり)
 - 衝突被害軽減ブレーキ
車両総重量 3.5t 超 22t 以下のトラック: 10万円
車両総重量 12t 以下のバス: 15万円(10万円)
 - ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
車両総重量 3.5t 超のトラック(13t超トラクタ含む)・バス・タクシー: 5万円(3万3千円)
 - 車両安定性制御装置
車両総重量 3.5t 超 22t 以下のトラック: 10万円
車両総重量 5t 超 12t 以下のバス: 10万円(6万7千円)
 - ドライバー異常時対応システム
バス: 10万円(6万7千円)
 - 先進ライト
車両総重量 3.5t 超のトラック(13t超トラクタ含む): 10万円
- ④ 同一車両に複数の装置を装着する場合の上限額
トラック: 15万円 バス: 30万円(20万円)
- ⑤ 受付期間: 平成30年 8月1日～平成30年11月30日
※()内は貸切りバス事業者のうち大企業の場合

(2) 運行管理の高度化に対する支援

- ① 補助対象機器: デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国
土交通大臣が認定したもの
- ② 補助率: 取得に対する経費の1/3
- ③ 補助限度額(機器1台あたり)
 - デジタル式運行記録計
車載器: 3万円 事務所機器: 10万円
 - 映像記録型ドライブレコーダー
車載器: 2万円 事務所機器: 3万円
- ④ 1事業者あたりの上限額: 80万円
- ⑤ 受付期間: 平成30年 8月 1日～平成30年11月30日

(3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

- ① 補助対象機器: 下記の機器であって、国土交通大臣が認定したもの
 - IT を活用した遠隔地における点呼機器
 - 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
 - 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
 - 運行中の運行管理機器
- ② 補助率: 取得に対する経費の1/2
- ③ 補助限度額: 一部の機器に1台あたりの上限あり(詳細につきましてはHP参照)
- ④ 1事業者あたりの上限度額: 80万円
- ⑤ 受付期間: 平成30年 8月 1日～平成30年11月30日

(4) 社内安全教育の実施に対する支援

- ① 補助対象コンサルティング: 国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー
- ② 補助率: コンサルティング利用に対する経費の1/3
- ③ 1事業者あたりの上限度額: 100万円
- ④ 受付期間: 平成30年 8月 1日～平成30年9月28日

※先進安全自動車(ASV)の導入、運行管理の高度化及び過労運転防止のための先進的な取組に対する支援の補助対象は、平成30年4月1日以降導入したものが対象となります。